

平成29年度 第4回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年1月10日(水) 午後2時から
- 2 開催場所 春日井市役所 第2委員会室
- 3 出席者 委員 会長 木全 和巳(日本福祉大学)
副会長 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
野田 由美江(春日井市身体障害者福祉協会)
戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
関戸 雅喜(春日井市社会福祉協議会)
長嶺 賢(愛知県心身障害者コロニー)
小川 百合子(春日井保健所)
川島 さとみ(春日井公共職業安定所)
大西 淳子(春日台特別支援学校)
岩谷 直子(公募委員)
志村 美和(公募委員)
服部 千鶴子(公募委員)
事務局 健康福祉部長 山口 剛典
障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 清水 栄司
同課長補佐 黒田 重喜
同障がい福祉担当主査 山崎 俊介
同認定給付担当主査 鈴木 亜也子
同主任 川口 良子
同主事 土屋 岳陽
傍聴者 5名
欠席 市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
- 4 議題
 - (1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について
 - (2) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画(案)について
- 5 配付資料
 - 資料1 第4次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)についての市民からの意見公募の結果(案)
 - 資料2 第4次春日井市障がい者総合福祉計画(案)

6 議事内容

【事務局】(あいさつ)

【事務局】(会議成立の要件等の報告、資料確認)

【事務局】 それではこれより議事に入りますが、ここからの議事進行は木全会長にお願いいたします。

【木全会長】 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ようやく、第4次春日井市障がい者総合福祉計画が形になってきました。大切なことは「計画をつくることではなく、つくったものを実現すること」です。具体的な内容について、当事者家族や事業者、さまざまな人の主体的な活動なしでは、計画を実現していくことができません。本協議会では、進行管理をしながら、新しい国の施策を受け止めていき、当事者家族の生活状況等の変化に応じて、計画の見直しを進めてくという大切な役割を担っています。計画の実現に向けて進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さまのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆さまは、昨年3月末に厚生労働省から「意思決定ガイドライン」が出たことはご存知ですか。この意思決定ガイドラインとは「当事者達の思いを受け止めながら、個別の支援計画等も含めて実現していくことが大切」だということです。障がい者の権利条約や障害者総合支援法にあることを受け止めながら、意思決定支援を大切にするという通知が厚生労働省から出されています。それにも関わらず、計画の中に盛り込むのを忘れてしまいました。事業所が支援するときに、本人の思いを受け止めて実現していくことであり、本人の最善の利益を図るのはもちろんのこと、それよりも前提に、本人が自分で傷つけたり、周りに甚大な損害を与えない限り、多少の失敗は受け止めて支援することが意思決定ガイドラインに記載されています。子どもの場合は、最善の利益については最初に記載されていますが、大人の場合は、最善の利益の前に、多少の失敗を受け止めながら支援をしていくということが記載されています。これはとても大切なことだと考えています。この件を盛り込み忘れたことを反省しているので、加えたいと思っています。

また、意思決定ガイドラインには、「意思決定ガイドラインについて考える協議会を市町村が設定することが望ましい」と記載されています。事業者が個別の支援計画を立てるときにも、本人の意思決定支援が記載されていることもチェック項目になっています。今回の計画に1行でもよいので、意思決定について記載していただきたいと思っております。意思決定についてはとても大切なことなので、春日井市の中でも大切に扱っていただけたらと思います。

では、これより議事に入らせていただきます。

<議題(1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について>

【木全会長】 はじめに、議題(1)第4次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について、事務局からご説明いただきます。

【事務局】 (議題(1)第4次春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について、資料1に基づき説明)

【木全会長】 ありがとうございます。このような形で公表をしますが、ご意見はありますか。

このままホームページに掲載するということですね。

【事務局】 そうです。

【長嶺委員】 2ページの計画に対する意見の3つめの「2 障がい児の支援」の意見の1行目に、「早期療育につなげる支援を行うとあるが、具体的な方策が記されていない。」とありますが、同考え方の6行目に、「保護者の障がい受容を促し、」と加えることによって具体化を表現できているのか自信がないです。発達障がい者支援センターの中で議論をしたのですが、「障がい受容を促し」とはどのような考え方からきていますか。保護者側の努力が足りないと思えられてしまうことは避けたいです。障がい受容については論点にはなりますが、促す方法によっては不安を与えてしまうかもしれないので、事務局よりご説明をいただきたいです。

【事務局】 具体的な方策として考えているのは、現在、障がい者生活支援センターで障がい児をメインに相談を行っている「あっとわん」の活用を考えています。日々の生活で子どもの発達について気づいたことがあった際に、保育士や幼稚園の教諭が保護者に対して「あっとわん」に相談することを案内することが多いです。ただ、「あっとわん」の正式名称が「障がい者生活支援センターあっとわん」で、頭に「障がい」とつく抵抗感があり、電話するのをためらってしまう保護者が多いと聞きました。我々としてはまず、気軽に相談してもらい情報提供やアドバイスを受けていただけるよう、「障がい」という文言を外すなど、名称を変更することを検討しています。

【事務局】 乳幼児健康診査を行っている子ども政策課では、発達の遅れや発達に不安がある子どもを発見すると、保護者に療育事業を紹介するのですが、受け入れていただけません。ただ、粘り強く行えば、保護者の理解をいただけているようです。このような状況を踏まえて、「保護者の障がい受容を促し」という表現にしました。

【木全会長】 「相談機関の名称から障がいを外す」、「子育て発達の相談」等の具体的な記載をした方がよいと思います。または、「保護者が相談しやすい環境づくりに努め、早期の療育に繋げる支援を行います。」と修正してはどうでしょうか。

【岩谷委員】 早期療育に繋がらないのは、「なぜ、療育が必要なのか」を保護者が理解をしていないからです。障がいの受容の前に、療育を受けるべきだと思います。

現在、受給者証取得の際に医師の診断書は不要です。障がいを受け止める前に療育に通うことを勧めることから始めてみてはいかがでしょうか。療育を勧めるにあたり、検査や小児科医の意見を早くもらうことが重要であるという意味で、医療に関する支援を盛り込むべき、という意見だと思います。障がい受容を促すことではないと思います。早期療育に繋げるには、受容ではなく根拠が必要です。

【木全会長】 「相談機関に訪れるのにも抵抗がある」ことに関して、委員の皆さまはどのように考えていますか。

【長嶺委員】 岩谷委員と同じ意見です。障がいが見た目でわかる場合は、受容が始まりますが、発達障がい等で見た目障がいが分からない場合は、受容が遅くなります。また、必ずしも第1発見者は親ではありません。早期療育に繋げる支援を行うには保護者が納得できるような診断や意見や根拠があった方がよいと思います。

【志村委員】 障がい受容というより、子どもの発達に対して不安な時期から相談ができるような場があると良いと思います。国でも「障がい及び障がいの可能性がある子ども」というデリケートな言い回しをしています。障がいと決めつけるのではなく、発達に関して目を向け、悩みがあった時に気軽に相談に行きやすい場所という表現をした方がよいと思います。

【木全会長】 どのように表現をしたらよいか知恵を絞りましょう。「障がい受容」の文言を削除すると具体的にないという意見ですよ。

【長嶺委員】 木全会長の意見にあった、「相談しやすい環境づくりをし」に変更してはどうですか。

【木全会長】 では、5行目の「保護者の障がい受容を促し」は削除して、4行目から「引き続き保護者が相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います」に修正した上でホームページに公表をお願いします。

では、次の議題（2）第4次春日井市障がい者総合福祉計画（案）にうつります。事務局から説明をお願いします。

<議題（2）（2） 第4次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について>

【事務局】 （議題（2）第4次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について、資料2に基づき事務局より説明）

【木全会長】 ありがとうございます。今回が最後の確認の場となるので、ご意見をお願いします。

【黒川委員】 58ページ④の取り組みの2つ目の◎に「障がいのある人、高齢者、成年後見など各分野の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援体制を構築します」とあり、44ページ②アの取り組みの◎に、「保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します」とあり、119ページ用語説明「地域生活支援拠点」の説明の文章の3行目に「拠点型と面的整備型がある」とあり、似たような文言で理解し辛いのですが、それぞれの位置づけはどのようなイメージなのか。

【事務局】 順に説明をします。58ページについてですが、社会福祉協議会がある総合福祉センター内に障がい者の基幹相談支援センターがあるのですが、同じ事務所に高齢者の基幹型の地域包括支援センターを新たに設置します。同じ事務所にあるので密に連携を取ることができるようになります。

44ページについてですが、国から示された計画に盛り込むべき内容の「精神障がいのある人の地域包括ケアシステム」については、高齢の「地域包括ケアシステム」について、現在進めている段階であり、医療機関や地域包括支援センターや地域の人々のネットワークをつくるイメージです。そこに障がいのある人も対応できるように協議の場をつくるのが3年間の目標となっています。具体的にどの場所にとすることは、まだ決まっていません。

【木全会長】 44ページは、「精神障がいを中心とした協議会をつくらなければならない」との国の方針を示したものです。

【事務局】 そうです。基本指針にも記載されています。

【木全会長】 「高齢者も含めた地域包括ケアシステム」の文言はどこに記載をしていますか。

- 【事務局】 それは記載していません。
- 【事務局】 現在はまだ青写真の状態です。具体的に考えたときに、既存のものが活かさないか担当課と相談しているところです。
- 【木全会長】 高齢者施策と一緒に進める地域包括ケアシステムについては33ページ「①ク 共生型サービスの整備」の取り組みで触れています。国が言っている障がい者も児童も含めた大きな地域包括ケアシステムに関わる記載はここにはないということですね。
- 【事務局】 記載していません。
- 【木全会長】 44ページは精神障がいのある人に対する地域包括ケアシステムについて新たな協議会を設置することであり、国の資料にもそのことが示されているかと思えます。
- 【事務局】 そうです。
- 【木全会長】 「精神障がいのある人を中心とした地域包括ケアシステム」と「高齢者・障がい者・児童も含めた地域包括ケアシステム」が同じような表現で混在しているかと思えます。
- 【事務局】 国の指針では、「精神障がいのある人にも対応した」という表現になっており、具体的なものが見えていません。まず、「精神障がいのある人以外を中心とした地域包括ケアシステム」があり、そこに精神障がいのある人にも対応してもらうようにという表現だと理解しています。
- 【木全会長】 精神障がいのある人については、独立性があるので、きちんと構築していかなければいけません。相模原事件後の改正法がまだ宙に浮いたままであり、国もはっきりとしたことが言えないまま、資料だけが出ているのでこのような状況になっていると思います。法律が通れば、精神障がいの協議会は文言として出てくると思えます。また、精神障がいのある人の協議会を設置する際に、地域包括ケアシステムにも位置付ける形になるかと思えます。
- 【黒川委員】 市でも、地域生活支援拠点、地域移行を進めていくことが始まったと思います。拠点型と面的整備型があるのですが、全体を運営するのはネットワークとして考えているのですか。また、地域包括ケアシステムとは目に見えるようなものなのですか。
- 【木全会長】 地域包括ケアシステムは、「市の実態に合わせてつくりあげてください」と言われています。市の支援として、「高齢・障がい・児童までを含めた包括的な地域包括ケアシステムをつくりなさい」ということが国から大きくなげかけられています。
- 精神障がいについては、独自性があるので医療関係者、福祉関係者、保健関係者が協議会をつくり、進めていかなければなりません。自立支援協議会で、関係者と本人が集い、精神障がいの部会を設けながら、関係者で協力してつくりあげていくことがこの部分です。その際に、相談支援については、高齢者も児童も含めた総合的な窓口がないと全体を受け止められません。計画書には、窓口を一括にして集まってやれると良いということが記載してあります。
- 地域生活支援拠点は、障がい者のみに関することです。緊急時の宿泊の練習をする地域生活支援拠点は、昨年中に各市町にできていないといけませんが、できていない市町が多かったので、少なくとも今回の計画には載せ、取り組むように言われています。

施策がバラバラなのと、網の入れ方が整理されていないので、106ページの用語集を含めて整理をしていかないと理解できないと思います。

地域生活支援拠点は何ページに書いてありますか。

【田代副会長】 33ページに記載しています。

【黒川委員】 119ページの用語解説にも入っています。

【木全会長】 地域生活支援拠点については面的整備で1か所と書いてありますか。

【田代副会長】 計画内には載せていません。

【木全会長】 それは載せなくてよいのですか。

【田代副会長】 載せなくてよい、となっています。

【黒川委員】 やるべきものではないのですか。

【木全会長】 地域生活支援拠点の1か所については、今までの計画で整備したので、今回は載せなくてよいということですか。載せるべきだと思いますが。

【田代副会長】 目標として載せるということですか。

【木全会長】 はい、そうです。

【事務局】 あえて1か所とは載せていません。成果目標としては載せていませんが「整備します」という旨の文言は載せています。

【木全会長】 整備の絵は描いているのですか。

【事務局】 描いているところです。

【木全会長】 載せきれないということですか。

【事務局】 第4次の計画の中では「整備します」と記載しました。

【黒川委員】 それは何ページに書いてありますか。

【事務局】 33ページに記載をしています。

【木全会長】 これが「重点整備」ではないというのはおかしいでしょうか。

【事務局】 重点というラベルについては、重点目標に関するところに付けています。今回は、拠点自体は重点目標にあてはまらないので、ここには重点とはつけず「整備します」としました。

【木全会長】 これは当たり前やらなければならない、ということですね。黒川委員、整理はつきましたか。

【黒川委員】 何となく理解できましたが、後で勉強をします。

【木全会長】 他にご意見はありませんか。

【服部委員】 53ページ①アの取り組みの2つ目に「障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します」とありますが、配布方法は窓口配布ですか、それとも郵送ですか。

【事務局】 市では、毎年、障がいに関する具体的なサービスをまとめた「障がい福祉サービスガイド」という冊子を作成しています。新たに手帳を取得した人や等級が変わった人に対して、手帳を受け取りに来た時に説明をしながら窓口で配布をしています。電話にて請求があれば郵送に応じていますが、手帳所持者全世帯に郵送しているわけではありません。

【戸田委員】 地域生活支援拠点については、部会でも市で検討していることは聞いていますが、119ページ【地域生活支援拠点】の内容が違っているように感じます。「緊急時」、「体験」、「相談」がメインだと聞きました。この内容は国の文章なのですか。また、グループホームはここに入るのですか。生活介護が入るのは違うと思います。緊急時にどこかで、ということは福祉課に聞きました。また、体験の場がなく、地域に出ることができないので、グループホームの一室を借りて体験の場をつくと聞きました。相談支援に関しては、いろいろとあります

が、【地域生活支援拠点】の2行目に「日中活動機能（生活介護、日中一時支援等）」とあります。どのように理解したらよいですか。

【木全会長】 国の資料のまま書かなかったのですか。

【事務局】 国の表現では、「障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会・緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスの提供」となっています。この表現については精査したいと思います。

【戸田委員】 では、よろしくをお願いします。

34ページ③カの取り組みに「身体の障がい者相談員を設置します」とありますが、身体障がい者相談員だけ残っている理由が知りたいです。

【木全会長】 県では実施しなくなったので、市が独自で身体だけお金を払うことにしたのですか。

【事務局】 知的障がいの相談員もありました。

【戸田委員】 現在は知的障がいの相談員はないですね。

【事務局】 知的障がいは利用が少ないので廃止としました。

【戸田委員】 身体障がいについては、身体障害者福祉協会から相談できるところがあると聞きました。身体障がいは相談する人が多いからですか。

【野田委員】 私は身体障害者福祉協会の相談員を昨年3月で降りました。現在は担当者が5人います。

【木全会長】 知的障がいは相談が少ないからなくしたのですか。

【河野委員】 知的障がいも身体障がいも県の事業として相談支援事業がありました。県が事業として行わないので、必要であれば市町の事業で行うことになりました。最初は市でも知的障がいも相談事業として行っていましたが、保護者の体制が変わっていき、知的障がいを相談する場所も支援センターで定着してきているので、知的障がい者相談員への相談が少なくなり、年間で1・2件となりました。市から手当をいただき相談事業を行わなくてもよいという判断をし数年前から廃止しました。しかし、時々相談はあります。

【野田委員】 精神障がいの相談はボランティアで行っています。身体障害者福祉協会の相談員を昨年3月に降りましたが、自宅に電話がかかってくるので対応はしています。地域の人や精神障がいの人から電話があります。

【河野委員】 広報に私たちの名前と電話番号を掲載されるので困りごとがある人が電話をかけてきます。身体障がいの相談も、1日受け付けていても誰も相談に来ないとも聞いたこともあります。

【野田委員】 自宅の電話にかかってくるのが多く負担になるので、相談員を辞退しました。

【木全会長】 当事者達が相談に来るといふあり方が合わなくなっているだけで、相談の意味がなくなっているわけではないと思います。58ページの④アの取り組みの2つ目の◎に「各分野の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し」の中に、保護者同士や本人同士の新しい相談の在り方は春日井市の中で検討していただき、上手な相談支援体制のあり方やお金の使い方をしてほしいです。

106ページからの用語集に「意思決定支援」を入れ、説明文には、厚生労働省の意思決定ガイドラインの定義を加えてほしいです。

56ページ「9 差別の解消及び権利擁護推進」の基本的方向の3行目「また、」の後に「意思決定支援など」を入れ「また、意思決定支援など、権利擁護のための制度の普及や」にしてはどうですか。57ページの②施策がア・イ・ウとありますが、アとイの間に「意思決定支援の推進」を入れ、取り組みには、「厚生労働省のガイドラインの理念を受け止めながら、当事者の意思決定支援の理解と促進に努めます」と入れていただきたいです。

また、手話通訳等を含めた意思疎通支援がありますが、紛らわしいので区別してください。

【河野委員】 34ページ③キの取り組みに「グループホーム『など』の体験利用を支援します」とあり「など」という言葉があることを嬉しく思っていますが、どのくらい支給決定されるのでしょうか。地域生活支援拠点での体験は、私たちとしては、グループホームでの生活をめざすための体験ではなく、地域生活をするにあたってのスキルアップのための体験として考えたいのですが、どのように考えていますか。

【木全会長】 宿泊練習での支給はあるのですか。

【事務局】 実際に福祉サービスの中であるグループホームの体験利用については、「連続30日以内の年間50日」が上限となっています。グループホーム以外の宿泊体験は「地域生活支援拠点の中の体験の場」を検討しています。また、皆さまの意見を聞きながら地域移行を進められるような形で検討しています。

【河野委員】 宿泊体験支援には、就労移行支援のような有期的な期限はありますか。

【事務局】 基本的に利用される人は、入居を前提とした体験となり、他の就労移行のような有期的な期限はありませんが、上限は決まっています。

【河野委員】 では、3年後でもまた使えるということでしょうか。

【事務局】 はい。

【木全会長】 ショートステイを上手に利用しながら宿泊練習をしても良いですね。

【河野委員】 市ではショートステイは入所型施設しかありません。

【木全会長】 グループホームや通所施設で短期入所を行っているところはないということですね。

【河野委員】 ショートステイは入所施設を目指しており、練習のためにショートステイを利用している人が多いです。知的障がいの人にとっては大事だと思います。グループホームも入所施設も数に上限があるので、在宅の障がいのある人のスキルアップが必要であり、そのための体験も必要だと思います。

【木全会長】 知多圏域では、グループホームでの入所前の宿泊体験以外にも、通所施設で宿泊練習ができたり、緊急ショートステイの受け入れを行っているところがあります。また、グループホームにはならなくても、母親たちが空き家を利用して宿泊の練習ができる場をつくり、市町が補助金を出す等の様々な取り組みを行っているそうです。

【河野委員】 そのようなものが制度化されると良いと思います。市の状況として、グループホームは社会福祉法人が運営しており、新しくグループホームができるときはすでに利用者が決まっています。長野県では新しいグループホームには必ずショートステイ用の部屋を用意する制度があります。春日井市としても、宿泊体験を別枠で考えていただきたたく、地域生活支援拠点は大切だと思いました。

【田代副会長】 宿泊体験の支援とは、「体験の場をつくるなら支援します」という意味です。グループホームの福祉サービスにある体験入居の制度ではなく、「第3次計画期

間内につくるのであれば支援をする」ことを、そのまま載せていたと記憶しています。体験入居と地域生活支援拠点と違った意味合いで載せているのであれば確認した方が良いです。前回計画にも載っていたかと思います。育成会でも行っている時期があったかと思います。

【戸田委員】 体験入居は福祉サービスの中で認められているのですか。

【田代副会長】 制度上のものです。

【戸田委員】 利用日数の上限はどこが決めているのですか。

【田代副会長】 国が示しています。

【戸田委員】 では、国で決まっているのですね。

【田代副会長】 それが別なのかを一度確認をした方が良いと思います。

【戸田委員】 福祉サービスの体験入居だと、ここに載せるのには違和感があります。

【田代副会長】 そうですね。前回もあり、違う意味合いで私は捉えました。

【河野委員】 新しい案の文章なのですが、前回計画では、団体で意見交換した時の資料には文言がありました。3年程宿泊体験のようなものを行いました。金銭的な問題と支援者不足で頓挫してしまいました。それらを含めた文言なのかを事務局に質問したところ、「そうです」との回答がありました。それがそのまま残っていると考えた方が良いですか。

【事務局】 この部分については、第3次の計画と意味合いを変えていません。実施されている団体がなくなってしまうと、3年間の計画期間内でやりたいという団体があれば支援をしますということになります。

【木全会長】 地域生活支援拠点の在り方を含めて、地域自立支援協議会で話をしているかと思いますが、その際に、緊急の受け入れだけではなく宿泊練習を含めて市として考えていく必要があるかと思います。緊急の受け入れは入所施設でしっかりと受け入れられれば良いですが、名古屋市では、グループホームを新たに設置するとき、緊急受け入れと宿泊練習をつけることについて、法人に了解をとるようにしています。通り慣れた通所施設で、緊急時に宿泊できると良いですが、ショートステイにするには事業所の負担が大きいので、知多圏域では、市町村事業の中で、緊急の受け入れをする策をとったりしています。ただ慣れていないと難しいので、何日かは宿泊練習をできるようにしています。昔はグループホームの設置が難しかったので、シャワーと泊まる場所があれば通所施設でショートステイができる、という規則で進めていました。まずは、通所している人から宿泊練習を行い、その法人でグループホームをつくる、という経過がありました。入所施設が常に緊急の受け入れができるかは疑問があるため、やはり通り慣れたところで、職員が数日間受け入れられると良いと思います。ただ職員がボランティアでやるのは気の毒なので、知多5町ではすべて人件費をつけました。国が言う通りに地域生活支援拠点を行うのであれば、入所施設だけでなく、通所施設にもお願いしないと成り立っていきません。自立支援協議会で話をしているのであれば、少し考えていただきたいです。

【志村委員】 計画の周知方法についてですが、当事者のみ配布やホームページの閲覧だけでは物足りないと感じます。障がい児教育の機関については、学校現場の先生にも知っていただきたいです。当事者やその保護者だけが知っているのではなく、市の障がい福祉としての方向性を学校の先生方に知っていただきたいです。パブリックコメントについての市の考え方でも「差別の解消及び権利擁護の推進」の考え方として、「教育委員会との連携については、重要と考えますので、

特別支援教育に携わる教員も地域自立支援協議会に参画するなど」とありますが、共生社会を目指すにあたり通常学級の先生に知っていただく必要があります。啓発や周知の仕方を考えていただきたいです。

40ページ③ウの取り組み2つ目に、「未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます」と記載されています。学習指導要領でも、個別指導計画を本人または保護者と一緒につくるとなっているのですが、「一緒になって」の部分が抜けているように感じます。実際に保護者に聞くと、一緒になって作成したことはないということでした。アンケートは実施されているが、その後の計画は見たことがないと言われました。本人の意思決定という意味では、自分の目標は自分で決めていかないと意味がないと思います。「市ではこのように障がい児支援に取り組んでいる」ということを、当事者だけでなく、皆さまに周知していきたいです。

【木全会長】 できたことは広報に載せていますよね。ホームページにも載っています。興味がある人は市役所に来ていただければお渡しします。広報に載せれば市民には周知していることになるかと思います。

簡易版も一緒に作成するので、それも各学校に校長も含めて回覧で回すということです。

【志村委員】 校長先生だけでも知っていてほしいです。

【木全会長】 春日井市の小中学校は何校ありますか。

【志村委員】 小学校37校、中学校15校をあわせて52校です。

【木全会長】 回覧板の読んでほしい部分に付箋を貼りますか。

【志村委員】 障がい児の支援を入れたからには、児童の対象のところだけでも知っていてほしいです。

【木全会長】 先生たちは忙しいので回覧しても読んでもらえない可能性もありますね。

【野田委員】 ポイントになる部分だけ配布してはどうですか。

【木全会長】 どのようにしたら先生の目に留まりますか。

【野田委員】 子ども向けのパンフレットがあるとよいです。自宅に持ち帰り、家族で会話できるように。

【大西委員】 興味がある人は読まれます。支援学校は母親とのやりとりがよくありますので、教員は知らなければ、家庭とのやりとりができません。学校が本当に知りたいのであれば配布することで周知できると思います。

【事務局】 学校への周知方法については、一冊丸々渡しても意味がないことになりかねないというご意見もありますので、イメージとしては「第4章 施策の推進」の「2 障がい児の支援」、「4 教育、文化芸術活動・スポーツ等」、「9 差別の解消及び権利擁護の推進」を印刷し各学校に配布したいと考えています。

【大西委員】 小学校と中学校は周知が難しいこともあると思います。

【木全会長】 支援学校は大丈夫ではないでしょうか。

【河野委員】 32ページ成果目標について、「1 施設入所者数」は2020年度目標値が162人で2016年度実績値から－19人であり、「2 施設入所からグループホームなどへ移行する人の数」は2020年度目標値が96人から2016年度実績値から－53人となっています。この「－19人」「－53人」について分からないので教えてください。どちらも入所施設から出ていかれるのですか。

【木全会長】 施設入所者数は「定数を減らす」こととなっていると思いますが、各法人とは話はついているのですか。

- 【事務局】 施設入所者数の目標値については、国で決められた計算方法で算出した数値です。平成28年度に比べて2%減らすということであり、前回の計画での未達成分は上乗せした数値となっています。もう一方は、単純に施設入所からグループホームに移行した人数です。今後3年間で53人を移行を進めていきたいです。
- 【河野委員】 施設入所者数のところに「定数を」のように明記してほしいです。入院している人は入らず、グループホームのみ入所施設として限定されるということですね。
- 【事務局】 入所施設だけです。
- 【河野委員】 グループホームや自宅や一人暮らしもあり得るということですね。
- 【木全会長】 53人減っても、その後に入所する人がいるということです。
- 【河野委員】 では、2020年度目標値の162人分の入所施設は確保されているということですね。
- 【木全会長】 そうです。
- 【黒川委員】 43ページ成果目標の「2 精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業」の実施か所数で、2016年度実績値5か所から2020年は3か所増の8か所を目標値としており、「※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます」とあります。民間で設置すると聞いていますが、運営主体はどこで、具体的にどのようにして達成するのかを教えてくださいたいです。
- 【木全会長】 現在の5か所が分からないので教えてくださいたいです。
- 【事務局】 現在の状況について説明します。「かたつむり」「まねきねこ」「サポートセンターふらっと」「一服亭かちがわ」「ギブアンドテイク春日井」の5か所で、多くは市の独自の事業で「障がい者の居場所・交流の場づくり事業」として助成しています。運営主体はNPO法人や非営利団体が今後の対象となってくると思います。
- 【黒川委員】 精神障がい者を持つ家族の立場としては、入院をさせたいと思う親はいないと思います。しかし、重度の場合は家庭で支えきれなくなり、共に破綻してしまう危険性があります。そのような件が「かたつむり」のなかでも2件ほどあります。入院させない第1歩として、家庭が引き取らなくてよい施設があることが必要だと思います。また、日中に話ができる緩やかな場所があればよいと思います。各施設で週1回か、1か月に1～2回受け入れる施設が8か所できれば素晴らしいと思います。あと3か所追加するためには一般市民に対するボランティア募集や積極的に働きかけることも必要だと思います。
- 【事務局】 3か所に候補はなく、具体的にまだ決まっていますが、今後はこのような場所を増やしたいと思っているので方法も含めて検討していきたいと思います。
- 【黒川委員】 是非ともよろしくお願いします。
- 【木全会長】 できるだけ早く自立支援協議会に精神障がい部会をつくっていただきたいです。その中で当事者の意見を聞きながら、考えていくことが必要だと思います。
- 【田代副会長】 自立支援協議会では課題の整理や部会の再編について議題に上がっていますので、検討事項のひとつとなってくると思います。
- 【木全会長】 それでは、計画（案）の修正については、私と事務局に一任していただくということでお願いします。本日の議題については以上となります。その他、事務局から何かありますか。
- 【事務局】 今後の予定ですが、1月25日（木）に会長から市長へ提言をしていただく予定です。また、2月19日（月）に地域自立支援協議会と合同で学習会の開催を

予定しています。最終的な修正をし会長に確認をいただいた後に提言とさせていただきます。長時間にわたりご尽力とご協力を賜りありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【木全会長】 長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。これを持ちまして「平成29年度 第4回春日井市障がい者施策推進協議会」を閉会します。本日は、ありがとうございました。

上記のとおり、平成29年度第4回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

平成30年5月7日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広